次世代支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人翔美会行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4年10月 1日~令和 9年 9月30日までの 5年間

2. 内容

目標 1:男性の育児休業取得を促進するための措置の実施

男性職員について、子どもが生まれる際の休暇の取得をしやすく、育児休業取得がしやすい環境の整備を行う。

<対策>

- 令和 4年10月~ 男性職員の子の出生の際に取得する休暇の取得実態調査
- 令和 5年10月~ 育児休業取得促進対策案、案内方法等検討開始
- 令和 6年10月~ 育児休業取得制度について、社内掲示板等による職員への周知
- 令和 9年 9月末 実績の集約

目標 2:年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

<対策>

- ●令和 4年10月~ 年次有給休暇取得状況の実態調査
- ●令和 5年 7月~ 年次有給休暇取得促進に向け案内方法等の検討開始
- ●令和 6年10月~ 年次有給休暇の計画的な取得に向け、社内掲示板等による職員への周知
- ●令和 7年 4月~ 年次有給休暇取得が少ない職員に対する働きかけ開始
- ●令和 9年 9月末 実績の集約